

国立大学法人 東京大学の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員賞与の額については、東京大学役員給与規則により、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び勤務実績を勘案して総長が定めることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 {
 ・平成22年4月1日より、教育研究連携手当の支給割合を17%に改定した。
 ・平成23年1月1日より、俸給月額を△0.2%改定した。
 ・賞与の支給割合を冬季△0.15月分改定した。

理事 { 法人の長に同じ

理事(非常勤) { 該当者なし

監事 { 法人の長に同じ

監事(非常勤) { 該当者なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 23,279	千円 14,763	千円 6,006	千円 2,509 (教育研究連携手当)			
A理事	千円 18,870	千円 11,022	千円 4,484	千円 290 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,873 (教育研究連携手当)			
B理事	千円 18,662	千円 11,022	千円 4,484	千円 82 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,873 (教育研究連携手当)			
C理事	千円 18,885	千円 11,022	千円 4,712	千円 78 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,873 (教育研究連携手当)			
D理事	千円 18,948	千円 11,022	千円 4,484	千円 368 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,873 (教育研究連携手当)			3月31日

E理事	千円 18,819	千円 11,022	千円 4,484	千円 239 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,873 (教育研究連携手当)	3月31日	
F理事	千円 17,460	千円 11,022	千円 4,484	千円 80 (通勤手当) 1,873 (教育研究連携手当)		
G理事	千円 17,498	千円 11,022	千円 4,484	千円 118 (通勤手当) 1,873 (教育研究連携手当)		◇
H監事	千円 13,877	千円 8,706	千円 3,542	千円 149 (通勤手当) 1,480 (教育研究連携手当)		
I監事	千円 12,634	千円 8,706	千円 2,323	千円 125 (通勤手当) 1,480 (教育研究連携手当)	4月1日	※

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「副学長手当」とは、副学長を兼ねている常勤の役員に対して支給するものである。

注3:「教育研究連携手当」とは、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域等に所在する勤務箇所に在勤する役員に支給するものである。

注4:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

注5:「前職」欄の「※」は、独法等情報公開対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 10,385 (79,238)	年 5 (36)	月 0 平成21年3月31日	1.2	国立大学法人評価委員会が行う業績評価、業務に対する貢献度等を総合的に勘案	
A理事	千円 4,978	年 3	月 0 平成21年3月31日	1.2	国立大学法人評価委員会が行う業績評価、業務に対する貢献度等を総合的に勘案	
B理事	千円 3,319 (58,351)	年 2 (37)	月 0 平成21年3月31日	1.2	国立大学法人評価委員会が行う業績評価、業務に対する貢献度等を総合的に勘案	
C理事	千円 3,319	年 2	月 0 平成21年3月31日	1.2	国立大学法人評価委員会が行う業績評価、業務に対する貢献度等を総合的に勘案	
D理事	千円 461 (54,823)	年 (33)	月 4 平成21年3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価、業務に対する貢献度等を総合的に勘案	
監事	千円 4,356	年 4	月 0 平成22年3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価、業務に対する貢献度等を総合的に勘案	*※

注1:法人の長、理事B、Dについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に教員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2:法人の長については、理事在職期間(1年)を含めた金額を記載した。

注3:「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規定に基づき、退職手当の算出に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じることとしている係数である増減率を記載した。

注4:「前職」欄の「*※」は、退職公務員(常勤の国家公務員として職務に従事した者)が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後国立大学法人等の役員となった者を示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

組織や人員配置のあり方を見直し、業務の徹底した効率化を推進することにより、人件費の抑制を図るとともに、新規分野の創成等、必要な組織・事業に人的資源を効果的に再配分することとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、適正な給与水準となるよう努めるとともに、専門性の高い職種等については、個々の経歴及び能力に応じた給与の弾力的な運用を図ることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に基づき、昇給及び昇格を実施するとともに、勤勉手当の支給割合(成績率)を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	昇給の時期(原則1月1日)前1年間における勤務成績に応じて、昇給させることができる。
俸給月額 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- 平成22年4月1日より、教育研究連携手当の支給割合を17%に改定した。
- 平成23年1月1日より、俸給月額を平均△0.1%改定し、55歳を超える特定の職員の俸給月額及び管理職手当については、98.5/100を乗じた額として支給する措置を講じた。
- 期末勤勉手当の支給割合を冬季△0.2月分改定した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 5,952	歳 44.1	千円 7,858	千円 5,865	千円 149	千円 1,993
事務・技術	人 1,586	歳 42.4	千円 6,170	千円 4,663	千円 177	千円 1,507
教育職種 (大学教員)	人 3,226	歳 47.8	千円 9,582	千円 7,097	千円 151	千円 2,485
医療職種 (病院看護師)	人 843	歳 34.5	千円 5,086	千円 3,871	千円 80	千円 1,215
技能・労務職種	人 14	歳 51.9	千円 5,673	千円 4,285	千円 126	千円 1,388
教育職種 (附属高校教員)	人 39	歳 44.9	千円 7,733	千円 5,845	千円 206	千円 1,888
医療職種 (病院医療技術職員)	人 243	歳 39.1	千円 5,718	千円 4,345	千円 169	千円 1,373
指定職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	120	62.4	3,828	3,285	192	543
事務・技術	105	62.4	3,835	3,291	195	544
医療職種 (病院看護師)	3	62.2	4,386	3,764	206	622
技能・労務職種	7	62.8	3,484	2,987	150	497
医療職種 (病院医療技術職員)	5	61.9	3,827	3,282	180	545

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1,244	39	6,083	5,968	152	115
事務・技術	80	47.7	5,135	3,929	185	1,206
教育職種 (大学教員)	1,135	38.4	6,152	6,149	150	3
医療職種 (病院看護師)	4	48.3	5,794	4,347	88	1,447
技能・労務職種	2					
教育職種 (外国人教師等)	6	57	11,474	8,386	102	3,088
医療職種 (病院医療技術職員)	17	31.8	4,285	3,310	166	975

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注3: 教育職種(附属高校教員)とは、附属中等教育学校教員を示す。

注4: 常勤職員の指定職種、非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5: 在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注6: 医療職種(大学教員)、再任用職員の教育職種(大学教員)については、該当者がいないため欄を省略した。

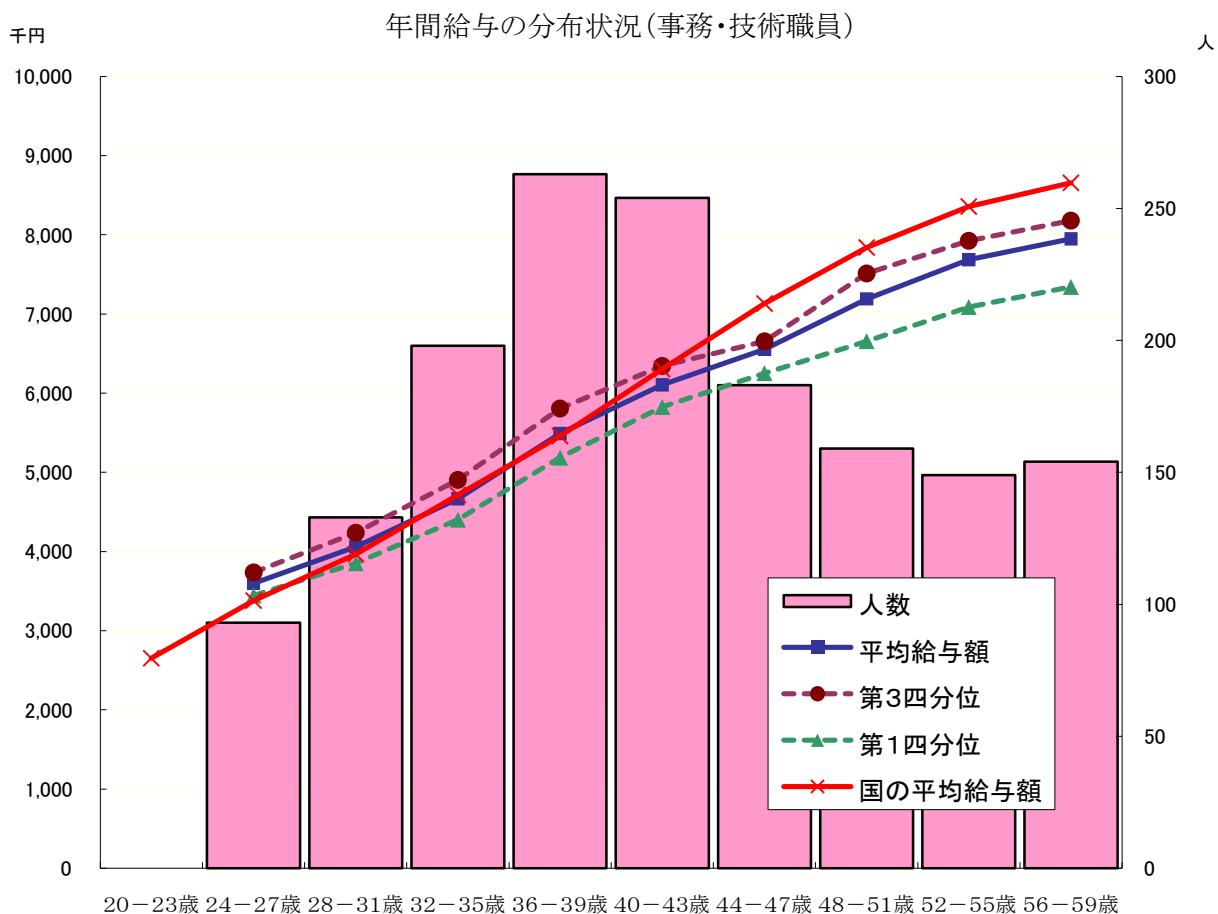
[年俸制適用者]

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	54	35.6	6,842	5,215	100	1,627
教育職種 (大学教員)	54	35.6	6,842	5,215	100	1,627

注1: 常勤職員、在外職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2: 事務・技術、医療職種(大学教員)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため欄を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年俸制適用者を含む。以下、②、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

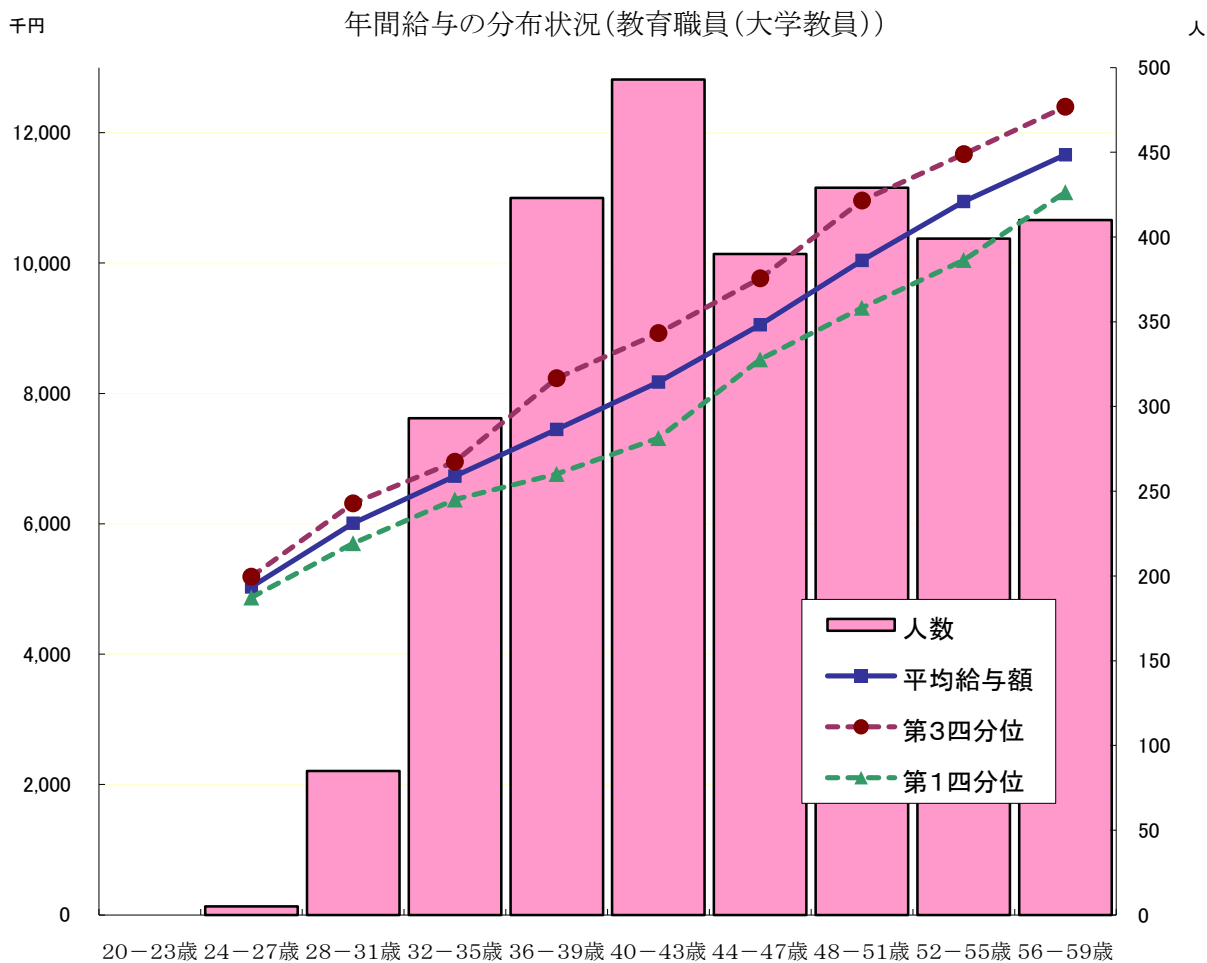
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	13	53.8	9,898	11,020	11,333		
課長	76	53.6	8,769	9,149	9,663		
副課長	174	54.6	7,312	7,542	7,782		
主査・専門職	109	49.2	6,445	6,881	7,466		
係長	643	43.7	5,805	6,180	6,568		
主任	257	38.9	4,845	5,317	5,718		
係員	314	30.1	3,705	4,027	4,314		

注:「課長」には、「事務長」、「副部長」を含む。

「副課長」には、「副事務長」、「専門員」、「技術専門員」を含む。

「係長」には、「技術専門職員」を含む。

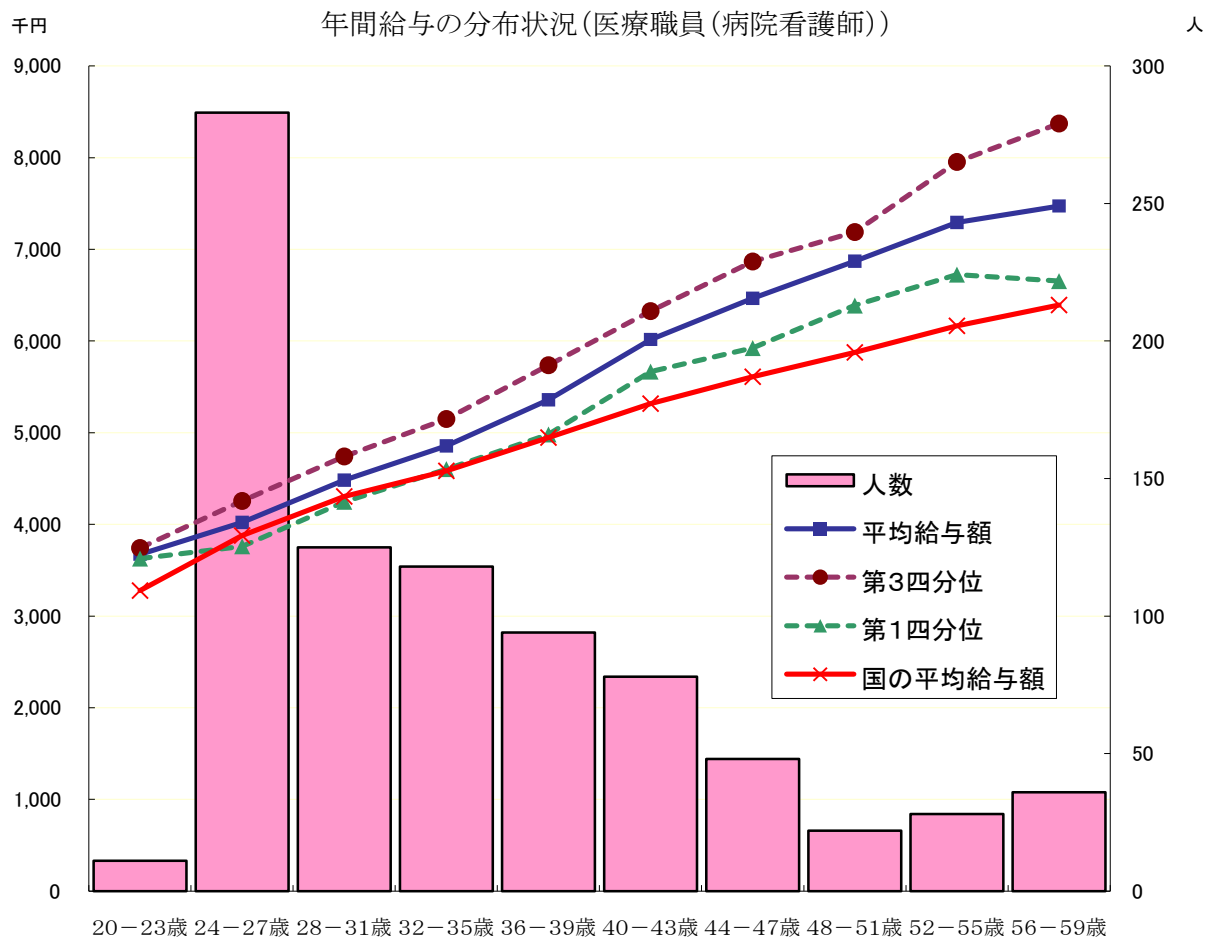
「係員」には、「一般職員」「技術職員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	1,271	55.5	10,903	11,657	12,167		
准教授	821	45.2	8,615	9,070	9,558		
講師	194	43.5	7,676	8,328	9,039		
助教	935	39.6	6,504	6,921	7,364		
助手	58	51.2	6,993	7,459	7,935		
教務職員	1		-				

注:「教務職員」については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから平均年齢以下の事項については記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	2	-	-	-	-	-	-
副看護部長	3	54.2	-	-	8,682	-	-
看護師長	54	48.8	7,185	7,651	7,651	8,395	8,395
副看護師長	122	42.8	5,527	6,085	6,085	6,588	6,588
看護師	658	31.5	3,957	4,557	4,557	4,895	4,895
准看護師	4	56.5	-	-	5,732	-	-

注1:「看護部長」については該当者が2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから平均年齢以下の事項については記載していない。

注2:「副看護部長」については該当者が3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「第1四分位」及び「第3四分位」については記載していない。

注3:「看護師」には、「助産師」、「保健師」を含む。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		一般職員 技術職員	主任 一般職員 技術職員	技術専門職員 係長 主任 一般職員	副課長 技術専門員 技術専門職員 係長	課長 副課長 技術専門員	部長 課長 技術専門員	部長	部長	部長	部長
人員 (割合)	1,586 人	98 人 (6.2%)	289 人 (18.2%)	840 人 (53.0%)	204 人 (12.9%)	95 人 (6.0%)	54 人 (3.4%)	4 人 (0.3%)	2 人 (0.1%)	0 人	0 人
年齢(最高～最低)		59 ～ 24	44 ～ 27	59 ～ 33	59 ～ 46	59 ～ 41	59 ～ 43	58 ～ 41			
所定内給与年額(最高～最低)		3,521 ～ 2,406	4,356 ～ 2,657	6,035 ～ 3,236	5,925 ～ 4,324	7,101 ～ 5,165	8,773 ～ 6,574	9,086 ～ 8,282			
年間給与額(最高～最低)		4,554 ～ 3,250	5,697 ～ 3,527	7,923 ～ 4,358	8,039 ～ 5,855	9,207 ～ 7,124	11,203 ～ 8,769	11,716 ～ 10,664			

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	3,226 人	1 人 (0.0%)	939 人 (29.1%)	195 人 (6.0%)	820 人 (25.4%)	1,271 人 (39.4%)	0 人
年齢(最高～最低)			63 ～ 27	63 ～ 29	63 ～ 30	63 ～ 40	
所定内給与年額(最高～最低)			6,648 ～ 3,587	7,582 ～ 4,658	8,275 ～ 4,602	15,196 ～ 6,365	
年間給与額(最高～最低)			8,793 ～ 4,721	10,012 ～ 6,257	11,033 ～ 6,248	18,589 ～ 8,768	

[年俸制適用者]

(教育職員(大学教員))

区分	計	
標準的な職位		助教
人員 (割合)	54 人	54 人 (100.0%)
年齢(最高～最低)		47 ～ 26
所定内給与年額(最高～最低)		6,181 ～ 3,686
年間給与額(最高～最低)		8,076 ～ 4,869

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師 保健師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	843 人	4 人 (0.5%)	658 人 (78.1%)	123 人 (14.6%)	55 人 (6.5%)	3 人 (0.4%)	0 人	0 人
年齢(最高～最低)		59 ～ 52	59 ～ 22	59 ～ 29	59 ～ 34	59 ～ 41		
所定内給与年額(最高～最低)		4,523 ～ 4,178	5,431 ～ 2,624	5,608 ～ 3,379	6,733 ～ 4,071	7,652 ～ 5,631		
年間給与額(最高～最低)		5,972 ～ 5,531	7,254 ～ 3,465	7,509 ～ 4,469	8,983 ～ 5,518	9,717 ～ 7,403		

注:事務・技術職員の8級、教育職員(大学教員)の1級においては該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)
／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.0%	67.0%	65.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.0%	33.0%	34.5%
	最高～最低	42.1～25.9%	42.5～24.9%	42.2～28.9%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.8%	67.2%	65.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.2%	32.8%	34.5%
	最高～最低	46.4～25.9%	43.3～22.9%	44.8～28.5%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.4%	64.7%	63.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.6%	35.3%	36.9%
	最高～最低	46.4～29.0%	43.3～30.0%	44.8～30.1%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.1%	67.4%	65.8%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9%	32.6%	34.2%
	最高～最低	46.4～28.4%	43.3～22.5%	44.8～28.9%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	58.3%	62.2%	60.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	41.7%	37.8%	39.8%
	最高～最低	46.4～33.5%	43.3～30.1%	44.8～31.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0%	67.3%	65.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.0%	32.7%	34.4%
	最高～最低	42.7～31.2%	43.3～28.0%	41.0～29.6%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	95.6
対他の国立大学法人等	109.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	110.6
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	108.4
対他の国立大学法人等	110.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容									
指数の状況	<table border="1"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>95.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">参考</td> <td>地域勘案</td> <td>85.9</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>94.3</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>85.2</td> </tr> </table>	対国家公務員	95.6	参考	地域勘案	85.9	学歴勘案	94.3	地域・学歴勘案	85.2
対国家公務員	95.6									
参考	地域勘案	85.9								
	学歴勘案	94.3								
	地域・学歴勘案	85.2								
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であるとする。</p>									
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49.2% (国からの財政支出額 101,787(百万円)、支出予算の総額 206,687(百万円)：平成22年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額の規模は大きいですが、対国家公務員の指数が95.6であるため、給与水準は適切なものであると考えている。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成21年度決算)</p>									
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。									

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	108.4
	参考	地域勘案 99.7 学歴勘案 106.8 地域・学歴勘案 103.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	本学の医療職種(病院看護師)が勤務する病院は1級地(東京特別区)にあることから、日本全国の国家公務員との比較指数は100を上回るが、地域を勘案した指数は100を下回っていること等から、給与水準は適正であると考え。 【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49.2% (国からの財政支出額 101,787(百万円)、支出予算の総額 206,687(百万円):平成22年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額の規模は大きいですが、地域を勘案した対国家公務員の指数が99.7であるため、給与水準は適切なものであると考えている。 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成21年度決算)	
講ずる措置	本地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員の水準未満となっていることから、今後も適切な給与水準の維持に努めていく。	

○教育職員(大学教員)

教員職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 108.0

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

○比較対象職員の状況

・教育職員(大学教員)

年俸制適用者以外に係る①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の3,226人及び年俸制適用者に係る①表(同)の任期付職員欄の54人 計 3,280人

3,280人の平均年齢47.6歳、平均年間給与額9,537千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	55,190,348	56,765,762	△ 1,575,414	(△2.8)	—	(—)
退職手当支給額 (B)	2,884,696	5,788,483	△ 2,903,787	(△50.2)	—	(—)
非常勤役職員等給与 (C)	29,694,941	27,940,427	1,754,514	(6.3)	—	(—)
福利厚生費 (D)	9,454,978	9,014,595	440,382	(4.9)	—	(—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	97,224,963	99,509,267	△ 2,284,304	(△2.3)	—	(—)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」においては、国家公務員給与改定の状況を踏まえた給与水準の改定及び採用可能枠(定員)の削減等を行ったことにより、対前年度比2.8%の減となった。

「最広義人件費」においては、外部資金の獲得の増加に伴う非常勤役職員等給与の増(対前年度比6.3%の増)等があったものの、教員の定年延長により当該年度は教員の退職者が無かったことによる退職手当支給額の減(対前年度比50.2%の減)等があったため、全体として対前年度2.3%の減となった。

(中期目標)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。

(中期計画)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%の人件費削減を行う。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	61,213,522	59,399,322	59,471,081	58,931,598	56,765,762	55,190,348
人件費削減率 (%)		△3.0%	△2.8%	△3.7%	△7.3%	△9.8%
人件費削減率(補正值) (%)		△3.0%	△3.5%	△4.4%	△5.6%	△6.6%

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし